

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年4月1日

いなべ市長 日沖 靖

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

西方地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成26年11月7日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

個人 4 経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6 地域農業の将来のあり方

集落の中心となる農業者に集落の農地を集積し、水路・農道等は農地所有者が共同作業により維持管理する集落ぐるみ型農業生産を目指す。